

◆ 専門委員会における
議論の方向性について

1 議論の方向性について

○ 公的賃貸住宅のあり方（供給対象とすべき世帯属性等）の論点

視点1：今後公営住宅等への入居者として特に配慮すべきターゲット

視点2：配慮すべきターゲットの利便等を考慮し団地があるべき立地や構造・形態等

視点3：上記を安定的に提供するための手法（PFI/PPPや他機関連携など）

視点4：県営と市町村営住宅が隣接・近接する団地の整備における余剰地等の有効活用方法等の提案

その他の視点：

○ 住宅（既設）の新たな活用手法の論点

視点1：上記あり方の論点から公営住宅が担えないものを選定

視点2：選定された住宅を公営住宅以外の住宅（目的外使用）としての提供

その他の視点：

○ 供給等の最適実施者の論点

視点1：公営住宅の供給等において、県と市町村の役割の違いはないことから、既設住宅の管理者区分に関わらず、立地や建設年など地域内を一括した中で、長期にわたる安定的な提供を可能とする最適実施者の整理

視点2：必要なサービスを担うべき者（県や市町村など）の整理

その他の視点：

令和4年第1回 住宅審議会からの主な意見

- 住宅に県産材を使うという要件をつけることはできないか。
- 住宅のストックに余剰があることから、公営住宅に転換することはできないか。
- 他の既存のストックとの関係のほか、今のライフスタイル、生き方とも含めて、従来の観点にとらわれない議論を望む。
- 公的賃貸住宅であっても、経営的な観点も検討が必要。
- 災害時の時の対応、特に民間が対応できない地域などトータルの視点での供給を。
- 長野県は、移住・定住者が増加していることから、適切な対応を。

2 意向調査の実施について

□ 実施期間

令和4年 9月 市町村との調整
10月 配布
11月 回収・集計
⇒ 第二回専門委員会で審議

□ 対象者と調査内容

市町村（公的賃貸住宅管理者）

○公営住宅の管理方針

（どういったものを残すのか、供給方法など）

○公的賃貸住宅の整備方針

（主な入居対象は、どの程度必要かなど）

○県との連携等要望

（求める支援は、公営住宅の管理主体はなど）

公営住宅入所者（市街地と郡部）

○入居時の思い

（入居事由は、収入増減の見込みなど）

○現在の思い

（環境改善等の希望は、入居時との相違など）

○公営住宅のあり方

（このようになってほしい、求める支援など）